九運大公第６号

公　　示

令和８年度第２回自動車検査員教習の実施について

令和８年度第２回自動車検査員教習を下記のとおり実施することとしましたので公示します。

記

１．教習受講資格

教習の受講申込者は、次のいずれかに該当する者であること。

（１）道路運送車両法施行規則第６２条の２の２第１項第７号の整備主任者（同号イ又はハに掲げる事業場の整備主任者に限り、二級自動車シャシ整備士の技能検定のみに合格した者を除く。）として教習開始日（教習修了試問日）の前日において１年以上（一級の自動車整備士の技能検定に合格した者にあっては、６月以上）の実務の経験（電子制御装置整備のみを行う事業場での実務経験を除く）を有する者。

なお、教習受講申込者は、直近の整備主任者研修(法令研修)を受講していること。

（２）道路運送車両法第９４条の４第４項に基づき自動車検査員の職を解任され、自動車検査員再教習受講通知を受けた者。

（３）道路運送車両法の規定に違反（検査員の解任命令に相当するものに限る。）する事実が認められ、かつ、当該行政処分の決裁日以前に自動車検査員の職を解任され、自動車検査員再教習受講通知を受けた者。

※（２）、（３）については、「自動車検査員教習」を「自動車検査員再教習」と読み替える。

２．教習受講申込の受付期間及び場所並びに必要書類

・受付期間　令和８年１１月２０日（金）から定員に達する又は令和８年１１月２７日（金）まで（申込初日は１０時から、以降９時～１７時）

・教習定員　７０名（申込初日１０時３０までに申込者が定員を超える場合は抽選になります）

・場　　所　大分県自動車整備振興会教育指導課

・必要書類　申込書、整備主任者として選任されていた期間の就業証明書、直近の整備主任者研修を受講したことを証明する書面、申請者の宛名書き済み封筒２枚（長形３号封筒、23.5×12.0、110 円切手貼付）

３．教習及び教習修了試問の日時及び実施場所

（１）教習の日時

令和９年１月１２日（火）～令和９年１月１５日（金）

（２）教習修了試問の日時　令和９年２月３日（水）１０時から

（３）教習及び修了試問の場所

・教習場所（会場）　一般社団法人大分県自動車整備振興会教育センター

・修了試問場所（会場）　一般社団法人大分県自動車整備振興会教育センター

4．教習科目及び教習時間
別紙のとおり

5．その他必要事項（教習資料、講師等）
（1）教習資料
○　教習テキスト（実習用）
○　自動車検査員教習資料（九州運輸局監修）追加資料含む
○　自動車検査用機械器具の構造と取扱い
○　自動車検査員必携
（2）講師
運輸支局職員の他、自動車技術総合機構検査官
自動車整備振興会技術講習所の指導員、自動車検査員及び自動車の整備技術に関する学識経験者等。
（3）注意事項
・「教習受講の特例」となる教習試問のみの申込者は、教習定員に含まれません。
また、「教習受講の特例」の該当者は、教習試問日に欠席した場合、教習試問を受け不合格になったものとして取り扱います。

令和８年１０月２日

九州運輸局 大分運輸支局長　藤木　淳史